

第24号 損害賠償論

〔発行日：平成21年1月31日〕

目 次

・ 知的財産権侵害訴訟における損害額の算定について －特許法102条1項の解釈を中心に－	三村 量一 1
・ 民法における損害論の現状と特許法102条1項・商標法38条1項	前田 陽一 21
・ 特許法102条1項	尾崎 英男 31
・ 特許法102条2項「被告の得た利益の額」及び1項と3項の関係について	美勢 克彦 43
・ 特許法102条2項（特に複数の発明の実施にかかわる場合）	田中 成志 63
・ 特許法102条3項	杉本 進介 77
・ 特許法第102条第3項及び商標法第38条第3項 に関する損害不発生抗弁についての一考察	南条 雅裕 87
・ 特許法第102条第4項について－その1（解釈と適用のあり方）	小池 豊 111
・ 特許法第102条第4項について－その2（適用の意義）	上野 英夫 123
・ 逸失利益の賠償を請求するために、権利者は、当該権利を自ら実施、 使用ないし利用している必要があるのかについて、特許権と他の権利との比較	宮垣 聡 133

・特許請求の範囲の記載対象の大小と損害額との関係 ー〈クレーム対象を大きくすれば算定損害額も大きくなる?〉ー	江藤 聡明 141
・アメリカ法における知的財産権侵害に対する損害賠償	竹中 俊子 163
・特許権侵害を理由とするドイツにおける損害賠償請求制度	飯塚 卓也 181
・ドイツにおける損害賠償ー特許侵害を中心にー	加藤 朝道 201

【※ 研究期間：平成16年4月1日～平成19年3月31日】

研究員（敬称略、役職は報告書作成当時）

会員外研究員 高 林 龍（早稲田大学法学部・大学院法務研究科教授）

大 瀧 哲 也（東京大学法学部・大学院法学政治学研究科
教授）

前 田 陽 一（立教大学大学院法務研究科(法科大学院)教授）

竹 中 俊 子（ワシントン大学ロースクール教授・早稲田大学客
員教授）

松 本 直 樹（弁護士）

美 勢 克 彦（弁護士）

飯 塚 卓 也（弁護士）

会員内研究員 上 野 英 夫（弁理士）

加 藤 朝 道（弁理士）

小 池 豊（弁護士・弁理士）

田 中 成 志（弁護士・弁理士）

江 藤 聡 明（弁理士）

杉 本 進 介（弁護士・弁理士）

宮 垣 聡（弁護士・弁理士）

尾 崎 英 男（弁護士・弁理士）

南 条 雅 裕（弁理士）

外部講師 三 村 量 一（東京高等裁判所判事）